

藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、耐震性の高い市街地を形成するため、木造住宅耐震補強計画補強工事事業及び木造住宅耐震補強計画事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅耐震補強計画補強工事事業 昭和56年5月31日以前に建築された及び同日において工事中であった建築物のうち木造住宅（市長が、気候、風土、気象条件、立地条件等により危険であると認めるものを含む。）の耐震補強計画の策定及び耐震補強工事を実施する事業（事前に耐震補強計画を策定し、耐震補強工事のみを実施する場合を含む。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 藤枝市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱（平成9年藤枝市告示第53号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。

イ 藤枝市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成14年藤枝市告示第76号）の規定による補助金の交付を受けていないこと。

ウ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であった木造住宅が、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる耐震補強工事。ただし、耐震評点が0.3以上あがるもの。

(イ) 新工法を採用する等、(ア)と同等以上の効果が認められる耐震補強工事

エ 耐震診断、耐震補強計画の策定及び耐震補強工事後の耐震性の評価は、建築士事務所に属する静岡県耐震補強相談士が行うものとする。

(2) 木造住宅耐震補強計画事業 昭和56年5月31日以前に建築された及び同日において工事中であった建築物のうち木造住宅（市長が、気候、風土、気象条件、立地条件等により危険であると認めるものを含む。）の耐震補強計画の策定を実施する事業のうち次のいずれにも該当する事業

ア 木造住宅耐震補強計画補強工事事業の交付の決定後、やむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画のみ実施する事業（交付決定前に耐震補強計画

を策定したものは含まない。)

イ 高齢者等が居住する住宅

ウ 耐震改修を行う代わりに、耐震改修以外の命を守る対策を行うもの

(3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。

(4) 木造住宅 木造で居住のために継続して利用している住宅をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(5) 高齢者等が居住する住宅 次のいずれかに該当するものとする。ただし、賃貸住宅は除く。

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住するもの

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

（補助の対象及び補助額）

第3条 補助金の対象及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、1戸当たりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

（補助の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第6条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合（耐震補強工事の施工中におけるやむを得ない変更を除く。）、又は交付決定後に補強計画を策定した場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告（第3号様式）して、その指示（第4号様式）を受けなければならないこと。

（変更承認）

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（第5号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更（耐震補強工事の施工中におけるやむを得ない変更を除く。）
- (2) 補助金の額の変更
- (3) 交付決定後に新たな耐震補強計画の策定又は耐震補強計画の変更（耐震補強工事の施工中におけるやむを得ない変更を除く。）
- (4) 交付決定後に、木造住宅耐震補強計画補強工事業から木造住宅耐震補強計画事業への変更

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更の承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、廃止（中止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第8号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 1 条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して 1 0 日を経過した日まで
に請求書（第 1 0 号様式）を提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第 1 2 条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に消費税法（昭和 6 3
年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定により仕入
れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分がある場合には、それ
ら控除できる部分の合計額に補助率（補助金所要額を補助対象経費で除して得た
率をいう。）を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）を補
助金所要額から減じて得た額を、補助金の交付申請額としなければならない。
ただし、補助金の交付申請の時点において当該補助金に係る消費税仕入控除
税額等が明らかになっていない場合は、この限りではない。

2 申請者は、第 5 条の規定による交付の決定した後、消費税仕入控除税額
等が明らかになった場合には、その金額（前項の規定により補助金の交付の
申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減
額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補
助金の額から減額して第 7 条の規定による変更承認申請書を提出し市長の承
認を受けること。

3 申請者は、第 9 条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及
び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金
額（前 2 項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を
上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第 1 1 号様式）に次に掲
げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受け
たときは、これを市に返還しなければならないこと。

(1) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成 3 1 年 4 月 1 日藤枝市告示第 1 3 7 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る補助金の特例）

2 令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に補助金の交付申請
（計画の変更を含む。）がされた木造住宅耐震補強計画補強工事事業であって、
次に掲げる在宅避難促進割増の条件に該当するものに対する補助金の額は、
第 3 条の規定により算定した補助金の額に 1 5 万円を加算した額とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症と

して定める政令（令和2年政令第11号）第1条の規定による新型コロナウイルス感染症をいう。）に関して重症化しやすい者が居住（借家を除く。）する住宅であると市長が認めたものであること。

(2) 耐震診断結果、倒壊の危険性の高い住宅であること。

(3) 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。

(4) 家具の固定を行う住宅であること。

(5) 耐震補強の周知啓発を行う住宅であること。

附 則（令和2年10月30日藤枝市告示第267号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年11月1日から施行する。

（失効）

2 この告示による改正後の藤枝市木造住宅耐震補強計画補強工事業費補助金交付要綱（以下「改正要綱」という。）附則第2項の規定は、令和3年3月31日限りその効力を失う。

（経過措置）

3 前項の規定による失効前にした改正要綱附則第2項の規定による補助金の申請の手続については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日藤枝市告示第117号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

（施行期日）

附 則（令和4年4月1日藤枝市告示第94号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助の対象		補助率 (額)
事業の区分	経費	
木造住宅耐震補強計画補強工事事業	対象事業の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費 (工事費、設計及び耐震補強計画費 (交付決定前に策定したものは含まない。) に要する費用に限る。)	<p>1 次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 高齢者等が居住する住宅 当該事業に要する経費と 120万円 とを比較して、いずれか少ない額以内とする。</p> <p>(2) 中学生以下のものが居住する世帯 当該事業に要する経費と 120万円 とを比較して、いずれか少ない額以内とする。</p> <p>(3) 前2号以外の世帯 1敷地ごとに、当該事業に要する経費と 100万円 とを比較して、いずれか少ない額以内とする。</p> <p>2 次に掲げる在宅避難促進割増の条件に該当するものは、前項の規定により算定した補助金の額に15万円を加算した額とする。(ただし、当該事業に要する経費以内とする。)</p> <p>(1) 耐震診断結果、倒壊の危険性の高い住宅であること。</p> <p>(2) 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。</p> <p>(3) 家具の固定を行う住宅であること。</p> <p>(4) 耐震補強の周知啓発を行う住宅であること。</p>
木造住宅耐震補強計画事業	対象事業の所有者又は居住者が行う当該事業に要する経費 (耐震補強計画に要する費用に限る。)	当該事業に要する経費と 144,000円とを比較して、いずれか少ない額以内とする。